

令和 8 年度 飯田市農作業の標準労賃機械作業料金 目安表

標準労賃、機械作業料金の目安が次のように決定されましたので、お知らせします。
農作業の標準労賃並びに機械作業料金の目安を次のとおり定めます。

- (1) 食事は作業従事者持ちとします。
- (2) この標準は1日当り実労時間8時間を基準とします。
- (3) 機械作業料金は 10a 当りを基準とします。
- (4) 圃場条件や作業条件により相互の話し合いで金額を決定してください。

◎農作業労賃

作業の種類		1時間当り賃金	備 考
稲 作 作 業		1,117 円	最低賃金は長野県最低賃金に準じます (令和8年 10 月 2 日から効力発生)
畑 作 作 業		1,117 円	最低賃金は長野県最低賃金に準じます (令和8年 10 月 2 日から効力発生)
果 樹	剪 定 作 業	1,800 円	
	袋掛・一般作業	1,117 円	最低賃金は長野県最低賃金に準じます (令和8年 10 月 2 日から効力発生)
菌 茸 作 業		1,117 円	最低賃金は長野県最低賃金に準じます (令和8年 10 月 2 日から効力発生)
果 樹 農 薬 散 布 作 業		2,200 円	SS オペレーター
果 樹 農 薬 散 布 作 業		2,500 円	手散布(動噴受託者持ち)

※選果場等の労賃は別途扱いとします。

◎農業機械貸付け料金表
(個人間での貸付け料金です。)

項目 機械名	10a 当り貸付料金	備 考
乗 用 ト ラ ク タ ー	5,000 円	耕起ロータリー付
乗 用 型 田 植 機	6,000 円	歩行型は半額位
バ イ ン ダ ー	3,500 円	
ハ ー ベ ス タ ー	4,000 円	
乗 用 モ ア	3,000 円	

※燃料は借受者持ちとします。
※消費税は外税とします。(消費税法上、総額表示の対象となりません)

令和 8 年 9 月 2 日
飯 田 市 農 業 委 員 会 南信州農業農村支援センター
みなみ信州農業協同組合 下伊那園芸農業協同組合

◎機械作業料金

作業の種類	単位	料金	備 考
トラクター(ロータリー)畑荒耕起	10a	11,000 円	
トラクターによる畑仕上耕起	10a	15,000 円	植え付けできる状態まで
トラクター(ロータリー)水田耕起	10a	11,000 円	
トラクターによる代かき	10a	13,000 円	代かき(荒代・植代) 1 回目
	10a	8,000 円	2 回目以降の作業 1 回につき
小型耕耘機、耕起・代かき	10a	21,000 円	
機 械 田 植	10a	12,000 円	田植え作業のみ
育 苗 代	1 箱	1,200 円	芽出し苗 800 円/箱
バ イ ン ダ ー	10a	12,000 円	結束ヒモ付
コ ン バ イ ン	10a	25,000 円	まくら刈・もみ運搬は別途
ハ ー ベ ス タ ー	10a	13,000 円	補助者なし
乾 燥 調 整	60Kg	2,500 円	玄米重量(生粳乾燥粳摺り)
も み す り	60Kg	1,500 円	玄米重量
あ ぜ め り	1m	180 円	機械ぬり
肥 料 散 布	10a	2,000 円	水稻 肥料委託者持ち
農 薬 散 布	10a	2,000 円	水稻 農薬委託者持ち
スピードスプレヤー	10a	5,000 円	農薬委託者持ち 補助者なし
バ ッ ク ホ ー	1時間	6,000 円	(実働)移動料別途
草刈り作業(モアによる場合)	10a	7,000 円	
草刈り作業(刈払機による場合)	1時間	2,500 円	

※料金は、燃料費込とします。(作業者負担)
※4a以下は 4aの料金とします。
※別途機械移動料が必要となる場合があります。
※消費税は外税とします。(消費税法上、総額表示の対象となりません)

〔事業主の皆様へ〕
雇用の際には、事故などに備え労災保険の加入をお願いします。

◎ 皆でなくそう・農作業事故